

会 議 録

会 議 名	令和5年度野田市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 野田市虐待防止条例について（公開） 2 令和6年度事業計画（案）について（公開） 3 令和5年度の児童虐待について（統計）（公開） 4 児童虐待防止推進月間の事業報告について（公開） 5 野田市における要保護児童の事例検討について（非公開） ・要保護児童等の事例検討 6 その他
日 時	令和6年2月13日（火） 午後3時から午後4時35分まで
場 所	野田市保健センター3階大会議室
出席委員氏名	小熊良代理並木桃子、小林智彦、土屋孝之、中村悦子、関志之武、小林幸男、沖山理恵子、綿貫忠昌、岡田一芳、長谷川志乃ぶ、加藤英夫、筑井正、渡邊真由美、木村亨、鏡浩美、白石卓秀、横川しげ子、小倉幸雄
欠席委員氏名	新玲子、猪越裕、伊藤賢一、高橋峯生、岡田真吾
事務局	須田光浩（健康子ども部長）、渡邊宏治（子ども家庭総合支援課長）、龍野淳（子ども家庭総合支援課分室長）、松本和博（子ども家庭総合支援課主幹）、小澤映典（子ども家庭総合支援課長補佐兼支援一係長）、鈴木孝（子ども家庭総合支援課副主幹）、中村恵子（子ども家庭総合支援課支援三係長）、山崎航（子ども家庭総合支援課主事）、吉田将大（子ども家庭総合支援課主事）
傍 聴 者	1名
議 事	野田市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議の会議結果（概要）は、次のとおりである。
子ども家庭総合支援課松本主幹	<開会> 令和6年2月13日（火）午後3時、開会を宣言した。会議の公開、非公開及び守秘義務並びに会議資料、会議録の公表について説明した。会議録作成のため録音機を使用することについて了承を得た。欠席委員の報告、傍聴申出者がいること、傍聴を許可したことを報告した。
健康子ども部須田部長	<副市長挨拶> 本来であれば、市長が御挨拶申し上げるところではございますが、市長及び副市長は公務が重なっているため、私が挨拶を代読します。 本日は、お忙しい中、第2回野田市要保護児童対策地域協議会代表者会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、

様式第3

	<p>日頃から、市政運営全般にわたり、多大なる御理解と御協力を頂き、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本市では、児童虐待防止につきまして、現在まで様々な改革に市一丸となって全力で取り組んでまいりました。その一環として、昨年12月議会において「野田市虐待防止条例」を上程し、全会一致で可決され、今年1月1日から施行しております。この虐待防止条例は、児童に限らず、高齢者や障がい者を対象に、理念にとどまることなく、具体的なルールを定めた実効性のある条例といたしました。</p> <p>また、事件以降、関係機関の皆様からの御協力もございまして、本市では重篤となる児童虐待事例はございませんが、市といたしましては、事件を風化させることのないよう意識を高く持ち続けてまいりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日の代表者会議では、新年度における事業計画を始め、野田市において児童虐待対応の中で常に心掛けております児童に寄り添った支援について、困難事例をお示しし、皆様から専門的視点での御意見、御指導を頂き、今後の虐待防止の取組にかしてまいりたいと考えております。皆様の積極的な御意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>岡田会長</p>	<p><会長挨拶></p> <p>涙雨という言葉がありまして、インフルエンザが大流行した後に雨が降り、ましてや雪が降ると完全に流行は終わると言われていますが、今年は雨も雪も降ったものの流行は終わっておらず、コロナも加わっています。今回の能登の地震では、大量の受入れができておらず、車中泊でしのいでいる方もいらっしゃいます。非常事態の対応方法は考えねばいけないと思います。家族の絆<small>きずな</small>が強まることもあるかもしれないが、病院などの施設が被災し機能しなくなることもあり、7割ほどの病院で完全に機能が回復していません。いろいろな状態を想定して意見を交換していけばいいと思います。正直に言いまして、いつになっても回復しない場合はあり、これからも皆様と一緒に協力していきたいと思っています。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>議題1 野田市虐待防止条例について説明を求めた。</p>
<p>子ども家庭総合支援課渡邊課長</p>	<p><資料1「野田市虐待防止条例について」により説明する。></p>
<p>岡田会長</p>	<p>議題1について、委員に質問、意見を求める。</p>

様式第3

<p>筑井委員</p>	<p>本条例には、「情報の共有」に関する事項があるが、障がい者虐待と高齢者虐待の条文では、民生委員と連携すると明文化されているが、児童虐待の条文には見受けられない。今まで児童虐待対応において民生委員との情報共有がなされていたため、明文化されていない理由を確認したい。また、具体的に情報共有の方法を確認したい。</p>
<p>子ども家庭総合支援課渡邊課長</p>	<p>児童虐待に関しては今までも連携しており、今後もこれまでどおりさせていただく。共有内容に関しては、民生委員の会合にて野田市要保護児童対策地域協議会の名簿に基づいて共有し、個別支援会議では該当ケースについて共有させていただく。</p>
<p>筑井委員</p>	<p>民生委員との情報共有を実施しているのに、条例で明文化されていない理由について教えていただきたい。また、既に実施されているので明文化しないということなのか。</p>
<p>健康子ども部須田部長</p>	<p>野田市要保護児童対策地域協議会は児童虐待の実務の中心的な会議であり、その下に組織上、実務者会議、ケースに特化した個別支援会議があり、民生委員・主任児童委員については、厚生労働省の中から、地域の皆様と必ず情報共有を図るよう指示がある。民生委員としての書き方ではなく、既にこの段階で関係機関としての位置付けとさせていただいている。実務者会議、個別支援会議、それぞれの会議に実務を担う委員として御出席いただいているので、民生委員というくくりではなく、もう一步踏み込んだ関係機関として、条例には書かせていただいている。</p>
<p>筑井委員</p>	<p>了解した。逆に、高齢者や障がい者も一緒の書き方でいいと思うが、児童虐待での書き方が統一していないとすると、どう異なるのか分からないと思う。部長が述べたように、民生委員は関係機関の一つであれば、全てにおいて同一の書き方でいいと思うが、異なっている経緯の理解に苦しむので、その説明をお願いしたい。</p>
<p>子ども家庭総合支援課渡邊課長</p>	<p>民生委員は関係機関の一つとして位置付けされているが、高齢者の分野では過去に民生委員との情報共有がなされていなかったことが問題になったという経緯があって記載しており、それに合わせるように障がい者でも記載しているが、児童に関してはそのような問題は生じていないということで記載していないため、違いが生じている。</p>
<p>筑井委員</p>	<p>内容に関しては了解した。民生委員の皆様の説明の際に確認したいと思ったので聞いた。</p>

様式第3

岡田会長	ほかに質問、意見がなかったため、「議題1 野田市虐待防止条例について」の説明を終了した。
岡田会長	次に、議題2 令和6年度事業計画(案)について説明を求めた。
子ども家庭総合支援課鈴木副主幹	<資料2「令和6年度事業計画(案)について」により説明する。>
岡田会長	議題2について、委員に質問、意見を求める。
筑井委員	先ほど説明があった児童虐待の標語の件で、現在民生委員の理事会にて虐待防止条例が出たということで、児童虐待だけでいいのか、又はそれらを含めた標語になるのか検討中なので、決まり次第連絡する。
子ども家庭総合支援課鈴木副主幹	ありがとうございます。それでは決定次第御連絡いただきたい。
岡田会長	ほかに質問、意見がなかったため、本件について了承してよいか問う。 <異議なし>
岡田会長	異議なしのため、本件は了承されたものと認めた。
岡田会長	次に、議題3 令和5年度の児童虐待について(統計)説明を求めた。
子ども家庭総合支援課鈴木副主幹	<資料3「令和5年度の児童虐待について(統計)」により説明する。>
岡田会長	議題3について、委員に質問、意見を求める。
渡邊委員	虐待受付経路について、学校と教育委員会等の違いを教えてください。
子ども家庭総合支援課渡邊課長	学校による通告は、学校から子ども家庭総合支援課へ直接通告があったケースになり、教育委員会等の場合は、教育委員会で把握した事案を子ども家庭総合支援課へ直接通告いただいた場合となっている。
渡邊委員	了解した。

様式第3

岡田会長	ほかに質問、意見がなかったため、「議題3 令和5年度児童虐待について」の説明を終了した。
岡田会長	次に、議題4 児童虐待防止月間の事業報告について説明を求めた。
子ども家庭総合支援課渡邊課長	<資料4「児童虐待防止月間の事業報告について」により説明する。>
岡田会長	議題4について、委員に質問、意見を求める。 <質問、意見なし>
岡田会長	質問、意見がなかったため、「議題4 児童虐待防止推進月間の事業報告について」の説明を終了した。 議題5は、野田市情報公開条例第6条第1号に基づき非公開。
岡田会長	議題6 その他について説明を求めた。
子ども家庭総合支援課鈴木副主幹	次回の会議の開催予定をお知らせした。
岡田会長	午後4時35分、閉会を宣言した。 <p style="text-align: right;">以上</p>